



平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外265名

被告 日本原子力発電株式会社外1名

平成25年11月8日付求釈明事項について

水戸地方裁判所民事第2部 御中

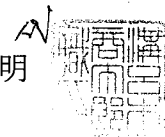
平成26年1月27日

被告日本原子力発電株式会社訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘章



弁護士 井上 響太



被告日本原電は、御庁からの平成25年11月8日付求釈明事項に対し、以下のとおり回答する。

第1 求釈明事項1について

被告日本原電は、東海第二発電所を新規制基準に早期に適合させるべく、現時点において発電用原子炉設置変更許可の申請等に係る準備を進めている状況にある。

第2 求釈明事項2について

被告日本原電は、上記第1で述べた設置変更許可の申請の内容は、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」に沿ったものとしたいと考えている。

以上